

平成28年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士前期課程）

ジェンダー社会科学専攻

（一般入試・外国人留学生入試・社会人特別入試）

（外国語試験）

試験日：平成28年2月4日(木)

試験時間：9時30分～11時30分

【注意事項】

1. 問1と問2の両方に解答しなさい。
2. 解答は、問題ごとに、別の答案用紙に記述しなさい。それぞれの答案用紙に、志望するコース、氏名、受験番号のほか、必ず自分が解答した問題の番号も記入すること。
3. とくに指示がない限り、日本語で解答すること。

問1 次の英文は、カントの『永遠平和のために』(1795年刊)について、経済地理学者D. ハーヴェイが論じた文章の冒頭部分である。以下の問いに答えなさい。

- (1) 下線部①を日本語に訳しなさい。
- (2) 下線部②を日本語に訳しなさい。
- (3) 下線部③について、「歓待の権利」とはどのようなものか、本文を読んで日本語で説明しなさい。
- (4) **hospitality** という概念を考える上で参考となる単語を、本文中から1個(英語のまま)抜き出し、その単語が **hospitality** とどのように関連するかを、日本語で簡潔に説明しなさい。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承願います。

出典

David Harvey (2009) *Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom*. New
York: Columbia University Press, pp. 17-18.

問2 以下は教育投資における男女差についての章の導入部分である。以下の問いに答えなさい。

- (1) 下線部①を日本語に訳しなさい
- (2) 下線部②を日本語に訳しなさい
- (3) **societal discrimination** と **labor market discrimination** とはどのように異なる概念であるのか、英文に即して概略を論じなさい。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から掲載することができませんので、ご了承願います。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承ください。

出典 Francine D. Blau, Marianne A. Ferber and Anne E. Winkler (2014) *The Economics of Women, Men and Work, 7th Edition*. Boston: Pearson Education, Inc., pp.163-164.

平成28年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士前期課程）

ジェンダー社会科学専攻

（一般入試・外国人留学生入試・社会人特別入試）

（ 専 門 試 験 ）

試 験 日： 平成 28年 2月 4日(木)

試 験 時 間： 13時00分～15時00分

【注意事項】

1. この問題冊子の全8問の中から2問選択して解答しなさい。
その2問のうちには、あなたが志望するコースが出題した問題を、
少なくとも1問は含めなければなりません。各問題の出題コース
名は、問題の上部に記載されています。
問題は、次の順番で配列されています。

問題番号	出題コース
問1～3	生活政策学コース
問4～6	地理環境学コース
問7～8	開発・ジェンダー論コース

2. 解答は、問題ごとに、別の答案用紙に記述しなさい。それぞれの
答案用紙に、志望するコース、氏名、受験番号のほか、必ず
自分が解答した問題の番号も記入すること。
3. とくに指示がない限り、日本語で解答すること。

問1 日本の現行民法750条（「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する。」）が日本国憲法に違反しているかどうか争点のひとつとなった訴訟で、最高裁判所大法廷は、2015年12月16日、合憲との判断を示した。「氏の決定は夫婦の協議に委ねられており、形式的な男女不平等はない。また、夫婦同姓は日本の社会に定着しており、家族の呼称を一つに定めることにも一定の合理性があるといえる。現実に女性が受ける不利益については、婚姻前の氏の通称使用によって一定程度は緩和できる。以上から、民法750条が憲法に違反するとまではいえない。ただし、いわゆる『選択的夫婦別姓制度』に合理性がないというわけではない。しかし、具体的にどのような法制度にすべきかは裁判所ではなく国会が決定すべき事柄である」というのが、判決理由の要点である。

他方、15名中5名の裁判官が、「民法750条によって現実的には女性がほぼ一方的に不利益を甘受している。別姓を選ぶ余地を全く認めない制度を維持し続けることに十分な合理性はなく、違憲」という趣旨の反対意見を付した。

この判決について、以下の3つの問いに答えなさい。

- (1) 民法750条によって「女性が受ける不利益」とは、具体的にはどのような不利益と考えられるか。簡潔に述べなさい。
- (2) 上記判決の法廷意見（多数意見）が示した「選択的夫婦別姓制度」についての判断・態度を、三権分立の理念、とくに違憲法令審査権の制度に関連づけて説明しなさい。
- (3) この判決の是非について、法学ないし政治学の見地から論評しなさい。

生活政策学コース

問2 以下の問題(1)、(2)に全て答えなさい。

- (1) 日本経済の景気の現状について、論じなさい。
論述の際に、以下の全ての用語を少なくとも1回用いなさい。

国内総生産、個人消費、投資、輸出、貨幣供給量、物価

(2) 公平性について、以下の問いに答えなさい。

- ① 公平性に関わる問題の事例を一つ挙げなさい。具体的な事例でも、仮想的な例でも構いません。
- ② ①で挙げた公平性の問題の解決策について論じなさい。

生活政策学コース

問3 世界経済フォーラム (World Economic Forum: WEF) の2015年版「ジェンダー・ギャップ指数」(The Global Gender Gap Report) によれば、「もっとも男女の格差が少ない国」であるアイスランドを1位とすると、日本は調査対象145カ国のうち101位だった。わが国の政府は女性の活躍を推進してはいるが、日本への評価は前年より順位を3つ上げたものの、依然低い。この指数と日本の男女共同参画に関する政策について、以下の3つの問いに答えなさい。

- (1) WEFの「ジェンダー・ギャップ指数」はどのように測定されるのかを説明しなさい。
- (2) 日本の「ジェンダー・ギャップ指数」が低迷している主な理由について述べなさい。
- (3) 日本の「ジェンダー・ギャップ指数」の向上につながる男女共同参画や女性の社会・経済面での活躍に関する政策をあげて、それらの政策がどのような効果をもたらすと期待されるかを説明しなさい。

地理環境学コース

問4 地表面の気温はどのようにして決まっているかを、以下の用語をすべて使って説明しなさい。(太陽放射、赤外放射、潜熱、顕熱)

問5 都市空間の認識と利用には、ジェンダーや階層の差異が影響をもたらす。その要因と影響について、具体的な例を用いて論じなさい。

問6 次の①～⑥の用語から2つ選び、それぞれ10行以内で説明しなさい。具体例をまじえながら説明してもかまわない。解答には、選択した用語の番号を付すこと。

- ① エルニーニョ現象
- ② プレートテクトニクス
- ③ 商品連鎖
- ④ 犯罪地図
- ⑤ グローカル
- ⑥ 新自由主義

開発・ジェンダー論コース

問7 LGBT について説明し、多様性を互いに認識しあう社会を構築することの意義について論じなさい。

問8 国境を越えて活動する非国家アクターが、開発問題に関して果たす役割について、具体例を複数挙げながら説明しなさい。